

○流山市開発事業の許可基準等に関する条例施行規則

平成22年6月28日規則第45号

改正

平成22年10月22日規則第59号

平成23年3月25日規則第5号

平成25年3月30日規則第30号

平成27年2月13日規則第5号

平成27年3月27日規則第14号

平成27年11月18日規則第37号

令和5年12月25日規則第83号

流山市開発事業の許可基準等に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 大規模開発事業の届出（第5条—第8条）

第3章 事前協議（第9条—第17条）

第4章 事前協議対象事業における施設整備の基準等（第18条—第21条）

第5章 建築物に関する整備基準（第22条—第26条）

第6章 事前協議対象事業の施行（第27条・第28条）

第7章 勧告等（第29条・第30条）

第8章 雑則（第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、流山市開発事業の許可基準等に関する条例（平成22年流山市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

（中高層建築物）

第3条 条例第2条第1項第4号の規則で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当す

るものとする。

- (1) 住居系地域内にある高さ10メートルを超えるもの（その敷地の一部が住居系地域にあるものを含み、第3号に該当するものを除く。）
- (2) 非住居系地域及び市街化調整区域内にある高さ15メートル（商業地域にあつては20メートル）を超えるもの
- (3) 第一種低層住居専用地域内にある軒の高さ7メートルを超えるもの（その敷地の一部が第一種低層住居専用地域内にあるものを含む。）又は地階を除く階数が3以上のもの

（事前協議対象事業）

第4条 条例第2条第1項第11号カの規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) ワンルーム建築物
- (2) 特定用途建築物

2 条例第2条第1項第11号クの規則で定める事項は、事業区域、工事の着手時期、事業者、事業区域に係る土地所有者及び開発事業に係る工事の施工者とし、同号クの当該事項を勘案して規則で定める要件は、別表第1の要件の欄に定めるとおりとする。

第2章 大規模開発事業の届出

（届出）

第5条 条例第6条第1項の規定による届出は、土地利用（変更）計画届出書（別記第1号様式）に次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (2) 現況平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (3) 公図写し（縮尺600分の1以上のもの）
- (4) 開発事業の概要を示した図書
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 条例第6条第3項の閲覧は、次に掲げる期間、場所及び方法において行うものとする。

- (1) 期間 条例第14条第1項の協定を締結するまでの間
- (2) 場所 開発行為の許可を担当する課又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の建築確認を担当する課
- (3) 方法 閲覧申出書（別記第2号様式）によらなければならない。

（土地利用計画板）

第6条 条例第7条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業区域に含まれる地域の名称及び事業区域面積
- (2) 予定建築物等の用途及び計画戸数
- (3) 予定建築物等の概要
- (4) 工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日
- (5) 事業者、設計者及び工事施行者の氏名及び住所（法人である場合は、名称及び所在地）
- (6) 土地利用計画板の設置年月日

2 条例第7条第1項の土地利用計画板は、別記第3号様式によらなければならない。

3 条例第7条第3項の規定による届出は、土地利用計画板（事業公開板）設置届出書（別記第4号様式）によらなければならない。

（土地利用計画の説明）

第7条 条例第8条第1項の規定により近隣住民等に説明するときは、少なくとも次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) 事業区域及び土地利用計画
- (2) 予定建築物等の用途、規模、形態及び構造
- (3) 開発事業の期間、工法、作業方法及び工事車両等の通過経路
- (4) 開発事業に伴って生ずる周辺的生活環境に及ぼす影響及びその対策

2 条例第8条第3項の規定による報告は、近隣住民等説明実施報告書（別記第5号様式）により行わなければならない。

（届出の変更）

第8条 条例第9条第1項の規定による変更の届出は、土地利用（変更）計画届出書（別記第1号様式）により行わなければならない。

第3章 事前協議

（事前協議）

第9条 条例第10条第1項の規定による協議は、事前協議（変更）申請書（別記第6号様式）を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の事前協議申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 設計説明書（別記第7号様式）（ワンルーム建築物の場合を除く。）
- (2) ワンルーム建築物概要書（別記第8号様式）（ワンルーム建築物の場合に限

る。)

- (3) 入居管理計画書（別記第9号様式）（ワンルーム建築物の場合に限る。）
- (4) 位置図（排水流末経路及び資材搬入経路を記入し、縮尺2,500分の1以上のもの）
- (5) 公図写し（縮尺600分の1以上のもの）
- (6) 現況平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (7) 土地利用計画図（縮尺500分の1以上のもの）
- (8) 造成計画平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (9) 給排水施設計画平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (10) 建物計画平面図及び立面図（一戸建て住宅の場合を除く。）
- (11) 日影図（中高層建築物の場合に限る。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 条例第10条第3項の規定により事前協議申請書を公衆の閲覧に供する場合においては、第5条第2項の規定を準用する。

4 市長は、事前協議申請書の提出があったときは、協議すべき事項について事業者に通知するものとする。

5 事業者は、前項の規定による協議すべき事項について協議したときはその結果を、協議結果報告書（別記第10号様式）により市長に報告しなければならない。この場合において事業者が施行しようとする事前協議対象事業が条例第2条第11号ア、イ及びク（開発行為に限る。）に該当するときは、公共施設の管理者等に関する事項（別記第11号様式）を添付しなければならない。

（事業公開板）

第10条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、第6条第1項各号に掲げる事項とする。この場合においては、同項第6号中「土地利用計画板」とあるのは「事業公開板」と読み替えるものとする。

2 条例第11条第1項の事業公開板は、別記第3号様式によらなければならない。

3 条例第11条第2項の規定による届出は、別記第4号様式により行わなければならない。

（近隣住民等への説明等）

第11条 条例第12条第1項又は第2項の規定により近隣住民等に説明する場合におい

ては、第7条第1項及び第2項の規定を準用する。

(協議及び調整)

第12条 条例第13条第2項の要望書は、別記第12号様式とする。

2 条例第13条第3項の要望書の写しの送付は、要望書送付書（別記第13号様式）により行うものとする。

3 条例第13条第4項の回答書は、別記第14号様式とする。

4 条例第13条第5項に規定する回答書の写しの送付は、回答書送付書（別記第15号様式）により行うものとする。

5 条例第13条第7項の閲覧を希望する者は、閲覧申出書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

6 条例第13条第7項の規定により近隣住民等説明実施報告書、要望書及び回答書を公衆の閲覧に供する場合には、第5条第2項の規定を準用する。

(協定締結の報告)

第13条 条例第14条第3項の規定による報告は、協定締結報告書（別記第16号様式）によるものとする。

(計画内容の変更協議)

第14条 条例第15条第1項の規定による協議は、事前協議（変更）申請書（別記第6号様式）に、事業計画の変更に係る第9条第2項各号に掲げる図書並びに変更事項及び変更理由を記載した図書を添付して行わなければならない。

2 前項の事前協議変更申請書の提出があった場合には、第5条第2項並びに第9条第4項及び第5項の規定を準用する。

(軽微な計画内容等の変更)

第15条 条例第15条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は事務所の所在地）の変更
- (2) 工事施行者の名称、代表者の氏名又は事務所の所在地（個人にあつては、氏名又は住所）の変更
- (3) 事業区域に含まれる土地の地番の変更
- (4) 設計の変更のうち予定建築物等の敷地の形状の変更。ただし、次に掲げるものを

除く。

ア 予定建築物等の敷地の規模の10分の1以上の増減を伴うもの

イ 住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が1,000平方メートル以上となるもの

(5) 変更後の計画内容が条例第4章及び第5章に規定する基準のすべてに適合し、かつ、事業区域の周辺の居住環境に与える影響が計画内容の変更前に比して変化しないと市長が認める計画内容の変更

2 条例第15条第2項の規定による届出は、軽微な変更届出書（別記第17号様式）により行うものとする。

（廃止の届出）

第16条 条例第16条第1項の規定による届出は、事前協議対象事業廃止届出書（別記第18号様式）により行うものとする。

（地位の承継）

第17条 条例第17条第2項の承認を受けようとする者は、地位の承継承認申請書（別記第19号様式）に、事業区域の土地について権原を取得したことを証する書面その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の地位の承継承認申請書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、地位の承継承認可否決定通知書（別記第20号様式）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

3 条例第17条第3項の規定による届出は、地位の承継届出書（別記第21号様式）により行わなければならない。

第4章 事前協議対象事業における施設整備の基準等

（公共施設等の整備の基準）

第18条 条例別表第1の2公園、緑地又は広場の項第2号の規則で定める計画人口の算定方法は、別表第2に定めるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、条例別表第1の各項の規則で定める事項は、別表第3による。

（排水施設の整備の基準）

第19条 条例第19条第2項の規則で定める排水施設を整備するに当たっての基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 排水施設のうち雨水調整施設は、雨水貯留施設と雨水貯留浸透施設とするものとする。
- (2) 前号の雨水調整施設の必要容量は、別表第4に定めるところにより算出するものとする。
- (3) 排水施設の整備に関する技術的細目については、市長が別に定める。

(公益的施設の整備の基準)

第20条 条例別表第2の各項の規則で定める事項は、別表第5による。

(その他の基準)

第21条 条例別表第3の各項の規則で定める事項は、別表第6による。

第5章 建築物に関する整備基準

(子育て支援施設)

第22条 条例第29条の規則で定める子育て支援施設の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子育て支援施設の床面積を計画戸数に0.2平方メートルを乗じた面積に30平方メートルを加算した面積以上とすること。
- (2) 子育て支援施設の床の仕上げはフローリング又はカーペット等室内用の仕様とすること。
- (3) 利用する児童及び保護者の安全に配慮されていること。

2 事業区域内に集会施設を設ける場合にあつては、当該集会施設は、子育て支援施設を兼ねることができるものとする。

(壁面等の後退)

第23条 条例第32条に規定する規則で定める中高層建築物及び特定用途建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、別表第7の左欄に定める建築物の規模又は用途に応じ、それぞれ同表右欄に定める距離とする。

(中高層建築物の各部分の高さ)

第24条 条例第33条に規定する規則で定める地域の区分及び当該区分ごとに定める中高層建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線までの水平距離に2.5を乗じた数値に、区域及び用途地域の区分に応じ別表第8に定める数値を加えた数値とする。この場合において、各部分の高さの算定はメートルを単位とする。

(ワンルーム建築物に関する整備基準)

第25条 条例第34条第3項本文の規則で定める管理人室の基準は、次のとおりとする。

- (1) 主に使用する出入口を見通すことができる場所に設置するものであること。
- (2) 管理人室であることが表示されること。
- (3) 受付窓その他管理業務に必要な設備が設置されること。

2 条例第34条第3項ただし書の規則で定める計画戸数は、20戸とする。

3 条例第34条第4項の規則で定める自動車駐車施設及び自転車駐輪施設の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 自動車駐車施設の収容台数は、計画戸数の2分の1以上を確保する。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 事業区域外に自動車駐車施設を確保し、当該事業区域内の自動車駐車施設の収容台数との合計が計画戸数の2分の1以上となるとき。

イ 自動車駐車施設を確保できない者の入居を制限できる旨が入居規約に定められているとき。

- (2) 自動車駐車施設の整備に当たっては、来客用及び管理用の駐車場を事業区域内又は近接地に確保するよう努めるものとする。

- (3) 自転車駐輪施設の収容台数は、計画戸数以上の台数分を事業区域内に確保するものとする。

4 条例第34条第5項の規則で定める周辺環境に対する配慮の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ごみ収集場を設けるものとし、面積については1戸につき0.2平方メートル以上とすること。

- (2) 揚水ポンプ、クーラー等から発生する騒音その他の予想される生活音について、配慮した設備構造であること。

- (3) 玄関等のドア、階段、廊下等は、衝撃音を和らげる工夫がされていること。

- (4) 廊下、バルコニー及びテラスに洗濯機及び乾燥機を設置しないように計画されていること。

- (5) 近隣の住民の市民生活を侵害しないように目隠し等の設置がされていること。

- (6) 事業区域内には、空地を確保するとともに、植栽等により緑化に配慮されていること。

- (7) 周辺の建築物の状況を考慮し、調和の取れた建築物とされていること。

(市街化調整区域内の建築物の高さ)

第26条 条例第35条の規則で定める市街化調整区域内において建築物を新築する場合の当該建築物の高さは、別表第9による。

第6章 事前協議対象事業の施行

(工事の着手及び完了の届出)

第27条 条例第36条第1項の規定による届出は、工事着手届出書（別記第22号様式）により行わなければならない。

2 前項の工事着手届出書には、工事の工程表を添付しなければならない。

3 条例第36条第2項の規定による届出は、工事完了届出書（別記第23号様式）により行わなければならない。

4 前項の工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 竣工図面

(2) 竣工写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(工事完了の検査等)

第28条 条例第37条の規定による通知は、工事完了検査結果通知書（別記第24号様式）により行うものとする。

第7章 勧告等

(勧告)

第29条 条例第38条の規定による勧告は、勧告書（別記第25号様式）により行うものとする。

(公表の方法)

第30条 条例第39条第1項の規定による公表は、流山市公告式条例（昭和26年流山市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示板に掲示する方法によるほか、市広報紙及び市ホームページへの掲載により行うものとする。

第8章 雑則

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(流山市開発事業における事前協議の手續等に関する条例施行規則の廃止)

2 流山市開発事業における事前協議の手續等に関する条例施行規則（平成18年3月規則第13号）は、廃止する。

附 則（平成22年10月22日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月30日規則第30号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成27年2月13日規則第5号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後の流山市開発事業の許可基準等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降に提出された事前協議に係る事業について適用し、同日前に提出された事前協議に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月27日規則第14号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月18日規則第37号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、別表第12及び別記様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後の流山市開発事業の許可基準等に関する条例施行規則別表第10の規定は、この規則の施行の日以後に事前協議の申請をした開発事業について適用し、同日前に事前協議を申請した開発事業については、なお従前の例による。

附 則（令和5年12月25日規則第83号）

(施行期日)

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後の流山市開発事業の許可基準等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降提出された事前協議に係る事業について適用し、同日前に提出された事前協議に係る事業については、なお従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

条例第2条第1項第11号クで定める要件

事項	要件	
事業区域	位置	事業区域が接している場合（道路が介在する場合を含む。）
	面積	各開発事業の面積の合計が300平方メートル以上
工事の着手時期	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条に基づく開発行為の場合は、先行する開発行為について法第36条第3項に基づく工事の完了公告の日から1年以内（以下「1号要件」という。） (2) 法第29条に基づく開発行為を要しない場合は、先行する建築行為について全ての建築行為に係る、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に基づく確認を受けた日から1年以内（以下「2号要件」という。） (3) 先行する建築行為について建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定による公告があった日から1年以内（以下「3号要件」という。）	
事業者	事業者が同一と認められるもの	
事業区域に係る土地所有者	当該土地所有者が同一と認められるもの	
開発事業に係る	当該工事施工者が同一と認められるもの	

工事の施工者	
--------	--

(注1) 事前協議対象事業となるのは、この表に規定する事業区域の要件及び工事の着手時期のいずれかの要件並びに事業者、土地所有者及び工事施行者のいずれかの要件に該当する場合とする。

(注2) 事業区域に係る土地所有者には、1号要件に該当する事前協議対象事業にあつては、先行する開発行為の完了公告の日から1年以内であつて、かつ、事前協議の申請の日の1年前までの間、2号要件に該当する事前協議対象事業にあつては、先行する建築行為に係る建築の確認の日の前後1年の間又は3号要件に該当する事前協議対象事業にあつては、先行する建築行為に係る建築基準法施行規則第10条の規定による公告の日の前後1年の間にそれぞれ先行する開発事業の事業区域の土地所有者からの譲渡により土地所有者となった者を含む。

別表第2 (第18条関係)

計画人口の算定方法

区分			人口算定値
一戸建住宅			4人
集合住宅	住戸の専用面積	20平方メートル未満	1人
		20平方メートル以上30平方メートル未満	2人
		30平方メートル以上40平方メートル未満	2.5人
		40平方メートル以上50平方メートル未満	3人
		50平方メートル以上60平方メートル未満	3.2人
		60平方メートル以上70平方メートル未満	3.5人

		トル未満	
		70平方メートル以上85平方メートル未満	3.7人
		85平方メートル以上100平方メートル未満	3.8人
		100平方メートル以上	4人

別表第3（第18条関係）

公共施設等の整備の基準

条例別表第1の基準の欄の規定により規則で定める事項	基準
1 道路に関する整備の基準	<p>(1) 次に掲げる道路については、バリアフリーに配慮した歩道を設けるものとする。ただし、周辺の状況等により市長が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>ア 事業区域内の幅員9メートル以上の道路</p> <p>イ 駅前広場に接続する道路</p> <p>ウ 商店街に面する道路</p> <p>エ 車両の通行が頻繁で歩行者の通行に危険を伴うおそれがあると予想される道路</p> <p>(2) 道路の交差及びすみ切りについては、次によるものとする。</p> <p>ア 交差点の交差角は、原則として直角とする。</p> <p>イ 駅前広場等の特別の箇所を除き、同一箇所の同一平面で5路線以上交差させないこと。</p> <p>ウ 道路が同一平面で交差し、又は屈折する場合は、その角地にすみ切りをしなければならない。ただし、市長が特に</p>

	<p>認めるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 道路の横断^{こう}勾配は、路面の種類に応じ、市長が別に定める。</p> <p>(4) 道路（階段状の道路を除く。）の縦断^{こう}勾配は9パーセント以下とする。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合には、小区間に限り12パーセント以下とすることができる。</p> <p>(5) 階段状の道路は、地形等によりやむを得ないと認められる場合であり、かつ、歩行の用に供する場合に限り、設置することができる。</p> <p>(6) 前各号に掲げるほか、道路に関する技術的基準については、市長が別に定めるところによる。</p>
<p>2 公園、緑地及び広場の配置及び形状</p>	<p>(1) 居住の用に供する目的で行う開発事業の公園については、居住者の利便を考慮し公園の機能が有効に発揮できる位置及び平坦な場所に配置するものとする。</p> <p>(2) 公園等（市に帰属するものに限る。）が道路と接する部分（公園等が複数の道路に接する場合は少なくとも1つの道路に接する部分をいう。）は、10メートル以上とする。</p> <p>(3) 公園等の形状は、原則として整形とする。</p>
<p>3 消防水利の配置、構造及び規格</p>	<p>(1) 防火水槽は、次に掲げる事前協議対象事業に該当する場合に設置するものとする。</p> <p>ア 集合住宅の建築を目的とするものにあつては、事業区域の面積が3,000平方メートル以上のもの又は計画戸数が50戸以上のもの。この場合において、集合住宅の一部に事務所及び店舗その他の居住の用に供する部分以外の部分があるときは、当該居住の用に供する部分以外の用途に供する部分の面積を消防長が別に定める基準に基づき住戸の戸数に換算し、これを加算する。</p>

イ 一戸建ての住宅の建築を目的とするものにあつては、事業区域の面積が3,000平方メートル以上のもの。

ウ ア及びイに規定するもの以外のもので、事業区域の面積が2,000平方メートル以上のもの。

(2) 防火水槽の設置数は、次に掲げる区域（以下「包含区域」という。）毎に1とする。

ア 事業区域の用途地域が、商業地域、近隣商業地域及び工業地域である場合にあつては、事業区域内における半径100メートル以内の区域

イ 事業区域の用途地域が、アに定める用途地域以外の用途地域である場合にあつては、事業区域内における半径120メートル以内の区域

(3) 事業区域において、包含区域に含まれない区域があり、かつ、当該区域の面積が当該事業区域の面積の30パーセント未満であるときは、当該包含区域に含まれない区域については、防火水槽の設置に替えて消火栓とすることができる。

(4) 第1号に掲げる事前協議対象事業以外の事前協議対象事業にあつては、包含区域毎に1の消火栓を設置するものとする。ただし、事業区域のうち、既設の公設の防火水槽又は消火栓からの距離が第2号に規定する距離までの部分については、消防車両の進入及び消防活動に支障がないと認められるときに限り、消火栓の設置を要しないこととする。

(5) 防火水槽の位置、構造及び規格は、消防長が別に定めるところによる。

(6) 防火水槽の設置については、消防長が別に定めるところにより、消防長と協議するものとする。

(7) 消火栓の規格は、流山市上下水道事業管理者の定めるところによる。

別表第4（第19条関係）

雨水調整施設の必要容量

事業区域の規模A（ヘクタール）	貯留量（立方メートル）	堆砂量（立方メートル）
$0.03 \leq A < 0.5$	600A	15A
$0.5 \leq A < 1.0$	800A	15A
$1.0 \leq A$	1300A	15A

（注1） 雨水調整施設の必要容量は、貯留量に堆砂量を加算して算出する。

（注2） 事業区域の面積が3,500平方メートル以上の場合、調整池の設置について市長と協議すること。

（注3） 貯留量には、浸透量を含めない。浸透量については、市長が別に定める指針に準じて別途計算を行う。

別表第5（第20条関係）

公益的施設の整備の基準

種別	基準
1 1 1 1 1 ごみ収集場の面積、位置、構造等	<p>(1) 面積については、1戸につき0.3平方メートル（ワンルーム建築物にあっては、0.2平方メートル）以上とする。</p> <p>(2) 位置等については、次に定めるところによる。</p> <p>ア 事業区域の隣接地に接して設けないこと。ただし、当該隣接地の所有者及び占有者並びに当該隣接地に存する建築物の所有者及び占有者の同意を得たときは、この限りでない。</p> <p>イ 戸建て住宅の場合は、20戸まで毎に1箇所とする。</p> <p>ウ 2棟以上の集合住宅の場合は、原則として各棟毎に設置するものとする。</p>

	<p>エ 設置場所は、収集車両の通行が可能で安全かつ円滑に収集できる場所とし、交差点、袋路状の道路及び幹線道路に面して設置しないように努めるものとする。</p> <p>(3) 構造等は、次に定めるところによる。</p> <p>ア 戸建て住宅の場合は、市長が別に定める基準により、飛散防止対策が講じられているとともに、他の構造物の機能を兼ねるものでないこと。</p> <p>イ 集合住宅の場合は、前号の規定にかかわらず、市長との協議によるものとする</p> <p>(4) 景観に配慮されているものとする。</p>
<p>2 消防活動空地等</p>	<p>(1) 消防活動空地としての基準は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>ア 5パーセント以下の勾配<small>こうばい</small>の平坦地で、はしご車の進入路（以下「消防車両進入路」という。）から容易に進入できるものとする。</p> <p>イ 幅6メートル以上、長さ12メートル以上とし、消防活動空地である旨を表示し、駐車禁止とするものとする。</p> <p>ウ 地盤は、はしご車の総重量に耐えられる構造とするものとする。</p> <p>エ 消防車両進入路は、次に掲げるとおりとするものとする。</p> <p>(ア) はしご車の総重量に耐えられる構造とするものとする。</p> <p>(イ) 幅員は、6メートル以上とし、高さ4メートル以上の空間を確保するものとする。</p> <p>(ウ) はしご車が容易に通行できる道路に接続するものとする。</p> <p>(エ) 消防車両進入路と道路が接続する角におけるすみ</p>

切り、消防車両進入路が屈折する角におけるすみ切り及び消防車両進入路と消防活動空地が接続する角におけるすみ切りは、消防長が別に定めるところによる。

オ 消防活動空地及び消防車両進入路の周囲には、はしご車の通行、操作等の障害となる門、塀、電柱等の障害要因が存在しないものとする。

(2) 前号によるもののほか、次に定める要件の全てに該当する場合にあっては、消防活動空地とみなすことができる。

ア 前号アからエに規定する構造を有すること。

イ 事業区域又は当該区域に接する建築基準法第42条第1項に規定する道路であり、かつ、車道の幅員が8メートル以上であること。

ウ イに規定する道路と事業区域の境界から予定建築物までの水平距離が、8メートル以下であること。

(3) 進入経路は、次に定めるところによる。

ア 道路から建築物への進入位置までの通路は、有効幅員1メートル以上とする。

イ アの進入位置から建築物の上階へ進入するため、バルコニー（ベランダ及びテラスを含む。以下ウにおいて同じ。）又は非常用エレベーターが設置されていること。

ウ バルコニーは、0.7メートル以上の有効幅員を確保するものとする。

エ 隔て板のみにより区分されるバルコニーを設置する場合の隔て板は、容易に破壊できる構造とし、幅0.7メートル以上、高さ1.2メートル以上とする。

オ 上階へ進入するための設備は、上階及び下階で操作することができるハッチ式金属製はしごとし、ハッチの有効幅員は、縦及び横それぞれ0.7メートル以上とする

	<p>(4) 消防活動空地等の設置については、消防活動空地等設置計画書（別記第27号様式）を提出し、消防長と協議するものとする。</p> <p>(5) 緊急離発着場等</p> <p>ア 建築物の高さが42メートルを超える病院その他の医療機関及び防災に係る公共機関を目的とする事前協議対象事業にあつては、当該建築物の屋上に緊急離発着場を設けるよう努めるものとする。</p> <p>イ アに定めるもののほか、建築物の高さが42メートルを超える建築物を目的とする事前協議対象事業にあつては、当該建築物の屋上に緊急離発着場又は緊急救助用スペースを設けるよう努めるものとする。</p> <p>ウ 緊急離発着場及び緊急救助用スペースを設置する場合は、緊急離発着場等の設置概要書（別記第26号様式）を消防長に提出し協議するものとする。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、消防活動空地等の設置基準は、消防長が別に定めるものとする。</p>
<p>3 集会施設の基準</p>	<p>集会施設の基準については、次によるものとする。</p> <p>(1) 計画戸数が50以上の事前協議対象事業にあつては、当該計画戸数から50を減じた数に0.4平方メートルを乗じた面積に33平方メートルを加算した床面積以上とする。</p> <p>(2) 事業区域が10,000平方メートル以上であつて計画戸数が50未満の事前協議対象事業にあつては、33平方メートル以上の床面積とする。</p> <p>(3) 戸建て住宅の新築を目的とする事前協議対象事業にあつては、原則として、公園に隣接して設けること。</p> <p>(4) 原則として、1階に設けること。</p> <p>(5) 戸建て住宅の新築を目的とする事前協議対象事業にあ</p>

	<p>っては、集会施設の敷地は、当該集会施設の床面積に3を乗じた面積以上であり、かつ、135平方メートル以上であること。</p> <p>(6) 共同住宅の場合は、エントランスホールを使用した計画としてはならない。</p> <p>(7) 子育て支援施設を兼ねる場合は、第22条第1項第2号及び第3号に掲げる基準を満たすものであること。</p>
<p>4 自動車駐車施設の基準</p>	<p>(1) 自動車駐車施設については、次によるものとする。</p> <p>ア 集合住宅の用に供する目的で行う場合にあつては、別表第10に定める計画戸数との割合による数以上の計画台数によること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>イ 戸建て住宅の用に供する目的で行う場合にあつては、1宅地につき1台分以上の駐車場を設けるものとする。</p> <p>ウ ア及びイに規定する場合以外の用に供する場合にあつては、市長と協議して自動車駐車施設を設けるものとする。</p> <p>エ 収容能力が20台以上又は面積が500平方メートル以上の駐車場にあつては、自動車の騒音及び排気ガスの発生を抑制するための注意を喚起するための看板を設置すること。</p> <p>(2) 設置位置及び構造については、市長が別に定める。</p>
<p>5 自転車駐輪施設の基準</p>	<p>自転車駐輪施設については、次によるものとする。</p> <p>(1) 集合住宅の用に供する目的で行う場合は、計画戸数1戸につき1台分以上かつ計画人口の半数以上の収納台数とするものとする。</p> <p>(2) 予定建築物の全部又は一部が店舗の用に供する目的で行う場合にあつては、別表第11により自転車置場を設けるものとする。</p>

	<p>(3) 予定建築物が前2号に規定する場合以外の用に供する目的で行う場合にあっては、市長と協議の上、自転車置場を設けるものとする。</p> <p>(4) 自転車置場の構造については、市長が別に定める。</p>
<p>6 交通安全施設の基準</p>	<p>交通安全施設については、次によるものとする。</p> <p>(1) カーブミラーは、道路の屈曲部、見通しの悪い交差点等で、交通の安全を確認するため、十分な視認距離を確保できるよう、市長が別に定める基準に基づき設置するものとする。</p> <p>(2) 道路標識、区画線及び道路標示については、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に設けるものとし、その設置基準は市長が別に定めるものとする。</p> <p>(3) 道路照明については、事業区域内外の交通事情を勘案し、交差点、曲線部、横断歩道及び道路幅員が急激に変化する場所等に設置するものとし、その設置基準は市長が別に定めるものとする。</p> <p>(4) 防護柵については、道路が崖、水路等に隣接している場合又は屈曲部がある場合等、交通対策上危険を伴う恐れのある箇所に設置するものとし、その設置基準は市長が別に定めるものとする。</p> <p>(5) 接続道路を拡幅した場合にあっては、道路幅員が変化する箇所に衝突防止のための車止めを設置するものとし、その設置基準は、市長が別に定めるものとする。</p> <p>(6) 歩道に切下げを設置する場合にあっては、歩道内に車両の進入を防止するための車止めを設置するものとし、その設置基準は、市長が別に定めるものとする。</p> <p>(7) 袋路状道路を新設する場合にあっては、交差点から行</p>

	<p>き止まりであることが確認できない場合に限り、行き止まり看板を設置するものとし、その設置基準は市長が別に定めるものとする。</p>
<p>7 防犯施設の基準</p>	<p>防犯施設については、次によるものとする。</p> <p>(1) 防犯灯は、原則事業区域付近に設置されている又は事前協議対象事業によって設置された電柱に取り付けるものとする。ただし、これらの電柱に設置できない場合、事業区域付近に既設電柱がない場合及び事前協議対象事業の施行に当たり電柱の設置の必要性がない場合においては、防犯上、防犯灯が必要な箇所に、鋼管ポールを設置し、これに取り付けるものとする。</p> <p>(2) 照明器具は、R B S S（優良防犯機器認定制度）認定灯具器具で自動点滅器装置の付いたものであり、LED灯を使用するものとする。</p> <p>(3) 防犯灯の設置個所については、事業区域が属する自治会と協議の上、決定するものとする。ただし、事業区域が属する自治会がない場合は、市長と協議の上、決定するものとする。</p> <p>(4) 設置防犯灯の規格は、原則10VAを基本とする。ただし、自治会との協議の結果、より照度の高い器具を設置するこの限りでない。</p>
<p>8 防災備蓄施設の基準</p>	<p>防災備蓄施設については、次によるものとする。</p> <p>(1) 規模は、次のア及びイに掲げる事前協議対象事業を行う目的に応じ、次のア及びイに定める規模とする。</p> <p>ア 主として住宅の用に供する目的 5平方メートルを床面積の下限とする。</p> <p>イ 主として住宅の用に供する目的以外の目的 10平方メートルを床面積の下限とする。</p>

	<p>(2) 位置は、ア及びイに定めるとおりとする。</p> <p>ア 災害の発生時を念頭に利用しやすい場所に設けるものとする。</p> <p>イ 集会施設内又は集会施設に隣接して設けるものとする（集会施設の設置が求められる事前協議対象事業に限る。）。</p> <p>(3) 附帯施設の種類及び位置は、次のアからエまでに定めるとおりとする。</p> <p>ア 災害用仮設トイレの設置を想定したマンホール（流下型又は貯留型）を事業区域内の汚水排水施設に設けるものとする。ただし、当該マンホールの設置が困難である場合は、衛生的にし尿を貯留又は処理できる施設（便槽型）とすることができる。また、各マンホールの上流部には、水の貯留槽（弁付）を設置するものとする。</p> <p>イ かまどの機能を有するベンチその他のこれに類するガス及び電気を使用せずに煮炊きすることが可能な施設を防災備蓄施設に隣接する場所に設けるものとする。</p> <p>ウ 計画戸数150以上の事前協議対象事業においては、災害発生時に使用できる生活用水用の井戸を防災備蓄施設に近接する場所に設けるものとする。</p> <p>エ 計画戸数150未満の事前協議対象事業においては、ウに規定する井戸をウに規定する場所に設けるよう努めるものとする。</p>
--	--

別表第6（第21条関係）

その他の基準

種別	基準
1 緑化の基準	緑化の基準は、次によるものとする。ただし、都市広場及び都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に規定する都市公園

	<p>内での事業はこの限りでない。</p> <p>(1) 事業区域の緑化面積は、別表第12で定めるとおりとする。</p> <p>(2) 既存の道路に接する事業区域の部分（事業区域内に新設される道路（以下「新設道路」という。）の部分を除く。）及び新設道路に接する事業区域内の当該新設道路以外の部分（以下これらの部分を「接道部」という。）には、別表第13で定める本数の高木を植栽するものとする。</p> <p>(3) 前号に定めるもののほか、接道部には、接道緑化率（接道部の距離に対する当該接道部について緑化すべき距離の割合をいう。以下同じ。）に基づき植栽帯を設けるものとし、接道緑化率は、建築物の種類及び敷地面積の区分に応じて別表第14で定めるとおりとする。</p> <p>(4) 3,000平方メートル未満の事業区域にあっては、前3号の規定にかかわらず別表第15に定めるところにより、当該事業区域内を緑化することができる。</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、緑化の基準については、市長が別に定めるところによる。</p>
<p>2 良好な景観及び環境の形成のための基準</p>	<p>新川耕地区域及び利根運河区域（市街化調整区域に限る。）における事前協議対象事業において、良好な景観及び環境の形成のために必要な基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 緑化の面積は、公園等により事業区域の面積の20パーセント以上を確保するものとする。この場合においては、別表第16及び別表第17により植栽をするものとする。</p> <p>(2) 建築物の高さは、別表第18に定める数値以下とする。ただし、特に景観及び環境に配慮していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 建築物は、周辺の農地に対して、日影、照明及び風など</p>

	<p>により耕作の障害となることのないよう配慮するものとする。</p> <p>(4) 建築物は、主要地方道松戸野田線と流山市道19017号線の交差する地点から野田市との行政境界までの主要地方道松戸野田線の部分（以下「新川の道」という。）に面する側の建築物の幅の合計が、新川の道に面する部分の敷地の幅の4分の3以下とする。ただし、特に景観及び環境に配慮していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 建築物の道路に面する外壁又はこれに代わる柱の面から当該道路の境界線までの距離は、10メートル以上とする。ただし、特に景観及び環境に配慮していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p>
--	--

(注) 新川耕地区域及び利根運河区域とは、流山市景観条例（平成19年流山市条例第48号）別表第1に掲げる新川耕地区域及び利根運河区域をいう。以下同じ。

別表第7（第23条関係）

壁面等の後退

用途	規模（延べ面積）	距離
中高層建築物	5,000平方メートル未満	1.0メートル
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1.5メートル
	10,000平方メートル以上	2.0メートル
特定用途建築物	—	2.0メートル

別表第8（第24条関係）

中高層建築物の各部分の高さ

区域	用途地域	数値
市街化区域	第一種中高層住居専用地域	15

	第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域（事業区域が、近隣商業地域又は商業地域以外の地域に接する場合に限る。） 商業地域（事業区域が、近隣商業地域又は商業地域以外の地域に接する場合に限る。） 準工業地域 工業地域	
市街化調整区域	—	10

(注) この表は、隣地境界線から4mの水平距離の範囲内にある中高層建築物の各部分の高さに適用する。

別表第9（第26条関係）

市街化調整区域内の建築物の高さ

項目	基準
建築物の高さ	<p>冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さ1.5メートルの水平面（事業区域内の部分を除く。）に、事業区域と当該事業区域に接する土地との境界線（以下「事業区域の境界線」という。）からの水平距離が5メートルを超える範囲において、事業区域の境界線からの水平距離が10メートル以内の範囲における日影時間は4時間及び事業区域の境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲における日影時間は2.5時間以上日影となる部分を生じさせることのない高さとし、10メートルを超えないよ</p>

	う努めるものとする。
--	------------

別表第10（別表第5関係）

別表第5の4自動車駐車施設の基準の項第1号ア自動車駐車計画台数

事業区域の規模		1,000平方メートル未満	1,000平方メートル以上
区分			
市街化区域	近隣商業地域 商業地域	50パーセント	70パーセント
	その他の地域	70パーセント	100パーセント
市街化調整区域	—	70パーセント	100パーセント

(注1) グリーンチェーン認定レベル（流山市みどりのまちなみ整備事業補助金交付要綱（昭和63年流山市告示第56号）第2条第4号に規定する水準をいう。）が1以上（事業区域の規模が3,000平方メートル以上のときは2以上）を取得し、かつ、周辺住民の住環境に配慮したと市長が認める場合の市街化区域における割合は、事業区域の規模が1,000平方メートル未満の近隣商業地域又は商業地域にあつては30パーセント、その他の地域にあつては50パーセント、事業区域の規模が1,000平方メートル以上の近隣商業地域又は商業地域にあつては50パーセント、その他の地域にあつては80パーセントとすることができる。

(注2) 計画台数は、この表の区分に応じて、計画戸数にこの表に定める割合（この表の規定が適用される場合は、当該の規定の適用後の割合）を乗じて得た数とし、当該数に1未満の端数があるときはこれを切り上げる。

別表第11（別表第5関係）

別表第5の5自転車駐輪施設の基準の項第2号自転車駐輪計画台数

施設の用途	施設の規模	自転車置場の規模
百貨店、スーパーマーケット その他の小売店舗	売場面積が200平方メートルを超えるもの	売場面積20平方メートルごとに1台

銀行その他の金融機関	売場面積が150平方メートルを超えるもの	売場面積15平方メートルごとに1台
遊技場	売場面積が100平方メートルを超えるもの	売場面積10平方メートルごとに1台
飲食店	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	売場面積30平方メートルごとに1台

(注1) 遊技場とは、パチンコ屋、ゲームセンターその他これらに類するものをいう。

(注2) 飲食店とは、レストラン、食堂、喫茶店その他のこれらに類するものをいう。

別表第12 (別表第6関係)

別表第6の1緑化の基準の項第1号の事業区域内緑化

建築物等の種類	敷地内緑化面積 (平方メートル)	
	市街化区域	市街化調整区域
戸建て住宅	次の算式により算出される数値以上の緑化面積を確保するものとする。 敷地面積×(1-法定建ぺい率)×20パーセント	事業区域の15パーセント以上とする。
集合住宅	次の算式により算出される数値以上の緑化面積を確保するものとする。 敷地面積×(1-法定建ぺい率)×20パーセント	事業区域の15パーセント以上とする。
店舗・事務所、工場、倉庫、会館・病院・老人ホーム、学校・保育所その他これらに類	次の算式により算出される数値以上の緑化面積を確保するものとする。 敷地面積×(1-法定建ぺい率)×20パーセント	事業区域の15パーセント以上とする。

するもの		
上記以外の建築物等	必要に応じ市長が定める。	事業区域の15パーセント以上とする。

(注1) 敷地内緑化面積は、水平面の緑化面積及び垂直面の緑化面積の合計とする。

(注2) 敷地内緑化面積には、事前協議対象事業の施行に当たり整備しなければならない公園等の面積は含めないものとする。

(注3) 敷地内緑化面積には、接道部緑化の面積を算入することができるものとする。

(注4) 建築物の用途が2以上にわたる場合における敷地内緑化面積は、当該建築物の主たる用途による敷地内緑化面積によるものとする。ただし、集合住宅とそれ以外の用途を有する建築物にあつては、当該集合住宅の部分の床面積が当該建築物の床面積の8分の7を超える場合に限り、集合住宅の基準を適用する。

(注5) 事業区域が市街化区域と市街化調整区域とにわたる場合における敷地内緑化面積は、市街化区域における敷地内緑化面積によるものとする。

(注6) 敷地内緑化面積の算定に当たり、小数点以下の端数が生じたときは当該端数を切り上げるものとする。

(注7) 法定建ぺい率とは、建築基準法第53条の規定によるもの（同条の規定により建ぺい率が緩和される場合は、当該緩和に係る規定の適用前の建ぺい率とする。）をいう。

別表第13（別表第6関係）

別表第6の1緑化の基準の項第2号高木の本数

建築物の種類	接道部における高木の本数
戸建て住宅	次の算式により算出される数値以上の本数を植栽するものとする。 接道部の距離／8
集合住宅	次の算式により算出される数値以上の本数を植栽するものとする。 接道部の距離×接道緑化率／8

店舗・事務所、工場、倉庫、会館・ 病院・老人ホーム、学校・保育所そ の他これらに類するもの	次の算式により算出される数値以上の本数を 植栽するものとする。 $\text{接道部の距離} \times \text{接道緑化率} / 8$
上記以外の建築物等	次の算式により算出される数値以上の本数を 植栽するものとする。 $\text{接道部の距離} \times \text{接道緑化率} / 8$

(注1) 各算式により算出された数値が1に満たない場合には、1本以上の高木を植栽するものとする。

(注2) 接道部の距離の算定に用いる単位は「メートル」とする。

(注3) 接道部における高木の本数の算定に当たり、小数点以下の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(注4) 建築物の用途が2以上にわたる場合における接道部における高木の本数は、当該建築物の主たる用途による接道部における高木の本数によるものとする。ただし、集合住宅とそれ以外の用途を有する建築物にあつては、当該集合住宅の部分の床面積が当該建築物の床面積の8分の7を超える場合に限り、集合住宅の基準を適用する。

別表第14 (別表第6関係)

別表第6の1緑化の基準の項第3号接道緑化率

建築物の敷地面積	戸建て住宅 集合住宅	店舗・事務所、工場、倉庫、会館・病院・老人ホームその他これらに類するもの	学校・保育所 その他これらに類するもの	左記以外の建築物等
150平方メートル未満	0.6	0.5	0.6	0.5
150平方メートル以上	0.7	0.5	0.6	0.7

上500平方メートル未満				
500平方メートル以上1,000平方メートル未満	0.7	0.5	0.6	0.7
1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	0.7	0.5	0.7	0.7
3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	0.8	0.6	0.7	0.7
10,000平方メートル以上30,000平方メートル未満	0.8	0.8	0.8	0.7
30,000平方メートル以上	0.8	0.8	0.8	0.8

(注1) 植栽帯の長さは、接道部の距離に接道緑化率を乗じて得た数値とする。

(注2) 植栽帯の高さは、道路からの樹木可視部分の平均の高さを40センチメートル以上のものとする。この場合において、植栽地盤面が道路と同じ高さ又は道路よりも高い場合の植栽地盤面から2メートルを超える植栽帯の部分の高さは、平均の高さの算定に当たっては算入しない。また、道路よりも植栽地盤面が低い場合の道路の高さから2メートルを超える植栽帯の部分の高さは、平均の高さの算定に当たって算入しない。

(注3) 建築物の用途が2以上の場合における接道緑化率は、当該建築物の主たる用途による接道緑化率によるものとする。ただし、集合住宅とそれ以外の用途を有する建築物にあっては、当該集合住宅の部分の床面積が当該建築物の床面積の8分の7を

超える場合に限り、集合住宅の基準を適用する。

別表第15（別表第6関係）

別表第6の1緑化の基準の項第4号の事業区域内緑化

建築物との種類	接道緑化率	敷地内緑化面積			
		市街化区域		市街化調整区域	
戸建て住宅	0.5以上	囲障を生け垣又は生け垣に準じたものとする。		囲障を生け垣又は生け垣に準じたものとする。	
集合住宅	0.5以上	商業地域及び近隣商業地域	建ぺい空地面積の10パーセント以上とする。		敷地面積の15パーセントと建ぺい空地面積の18パーセントのいずれか大きい方の面積以上とする。
		商業地域及び近隣商業地域以外の地域	敷地面積が1,000平方メートル未満	建ぺい空地面積の15パーセント以上とする。	
			敷地面積が1,000平方メートル以上	建ぺい空地面積の18パーセント以上とする。	
店舗・事務所	0.5以上	商業地域及び近隣商業地域	建ぺい空地面積の5パーセント以上とする。		敷地面積の15パーセント以上とする。

		商業地域及び近隣商業地域以外の地域	敷地面積が1,000平方メートル未満	建ぺい空地面積の5パーセント以上とする。	る。
			敷地面積が1,000平方メートル以上	建ぺい空地面積の10パーセント以上とする。	
工場	0.5以上	建ぺい空地面積の25パーセント以上とする。		敷地面積の15パーセントと建ぺい空地面積の25パーセントのいずれか大きい方の面積以上とする。	
倉庫	0.5以上	建ぺい空地面積の15パーセント以上とする。		敷地面積の15パーセント以上とする。	
会館、病院、老人ホームその他これらに類するもの	0.5以上	商業地域及び近隣商業地域	建ぺい空地面積の10パーセントとする。		敷地面積の15パーセント以上とする。
		商業地域及び近隣商業地域以外	建ぺい空地面積の15パーセント以上とする。		

		の地域	
学校保育所 その他これ らに類する もの	0.5 以上	建ぺい空地面積の15パーセントとする。	敷地面積の 15パーセン ト以上とす る。
上記以外の 建築物等	0.5 以上	必要に応じて市長が定める	敷地面積の 15パーセン ト以上とす る。

(注1) 建ぺい空地面積とは、建築物の敷地面積から建築面積を除いた面積をいう。

(注2) 事業区域が商業地域及び近隣商業地域とこれら以外の用途地域にわたる場合は、主たる用途地域によるものとする。

(注3) 事業区域が市街化区域と市街化調整区域とにわたる場合における敷地内緑化面積は、市街化区域における敷地内緑化面積によるものとする。

(注4) 建築物が2以上の用途に供される場合は、当該建築物の主たる用途によるものとする。ただし、集合住宅とそれ以外の用途を有する建築物にあっては、当該集合住宅の部分の床面積が当該建築物の床面積の8分の7を超える場合に限り、集合住宅の基準を適用する。

(注5) 敷地内緑化面積は、水平面の緑化面積及び垂直面の緑化面積の合計とする

(注6) 敷地内緑化面積には、事前協議対象事業の施行に当たり整備しなければならない公園等の面積は含めないものとする。

(注7) 敷地内緑化面積には、接道部緑化の面積を算入することができるものとする。

(注8) 敷地内緑化面積の算定に当たり、小数点以下の端数が生じたときは、当該端数を切り上げるものとする。

別表第16 (別表第6関係)

別表第6の2良好な景観及び環境の形成のための基準第1号の植栽

(その1)

区分	新川の道に接する部分の緑化	新川の道に接する部分以外の緑化
新川耕地区域の新川の森 景観保全ゾーン及び新川 耕地景観保全ゾーン並び に利根運河区域（市街化 調整区域に限る。）	—	新川の道に接する部分以 外の事業区域の周囲及び新 設道路に係る接道部にあつ ては、当該周囲及び接道部 の距離の合計の80パーセ ント以上とし、その幅は1 メートル以上とする。
新川耕地区域の新川の連 なる緑の景観創出ゾーン	—	新川の道に接する部分以 外の事業区域の周囲及び新 設道路に係る接道部にあつ ては、当該周囲及び接道部 の距離の合計が80パーセ ント以上とし、その幅は2 メートル以上とする。
新川耕地区域の新川の道 景観形成ゾーン	接する部分の距離の70 パーセント以上とし、当 該接する部分の緑化の幅 は6メートル以上とす る。	新川の道に接する部分以 外の事業区域の周囲及び新 設道路に係る接道部にあつ ては、当該周囲及び接道部 の距離の合計の80パーセ ント以上とし、その幅は1 メートル以上とする。

(注) 新川の森景観保全ゾーン、新川耕地景観保全ゾーン、新川の連なる緑の景観創出ゾーン及び新川の道景観形成ゾーンとは、流山市景観計画（平成19年流山市告示第223号）に定める各ゾーンをいう。以下同じ。

別表第17（別表第6関係）

別表第6の2良好な景観及び環境の形成のための基準第1号の植栽

(その2)

区分	新川の道に接する部分の 植栽本数	新川の道に接する部分以外 の植栽本数
新川耕地区域の新川の森 景観保全ゾーン及び新川 耕地景観保全ゾーン並び に利根運河区域（市街化 調整区域に限る。）	—	次に掲げる本数の樹木を 植栽するものとする。 (1) 次のいずれかに 適合する本数
新川耕地区域の新川の連 なる緑の景観創出ゾーン		ア 高木 接道部以外 の部分の面積を10 で除した本数以上 イ 高木 接道部以外 の部分の面積を20 で除した本数以上 低木 20平方メ ートル当たり20本 以上 (2) 中木 20平方 メートル当たり8本以 上
新川耕地区域の新川の道 景観形成ゾーン	次に掲げる本数の樹木 を植栽するものとする。 (1) 高木 接道部 の距離を8で除した 本数以上 (2) 次のいずれか	次に掲げる本数の樹木を 植栽するものとする。 (1) 次のいずれかに 適合する本数 ア 高木 接道部以外 の部分の面積を10

	<p>に適合する本数</p> <p>ア 中木 20平方メートル当たり8本以上</p> <p>イ 低木 20平方メートル当たり32本以上</p>	<p>で除した本数以上</p> <p>イ 高木 接道部以外の部分の面積を20で除した本数以上</p> <p>低木 20平方メートル当たり20本以上</p> <p>(2) 中木 20平方メートル当たり8本以上</p>
--	---	---

(注1) 高木とは、地上1.2メートルにおける幹の周長が30センチメートル以上で、かつ、高さが5メートル以上の樹木をいう。

(注2) 中木とは、高さ1.2メートル以上5メートル未満の樹木をいう。

(注3) 低木とは、高さ1.2メートル未満の樹木をいう。

別表第18 (別表第6関係)

別表第6の2良好な景観及び環境の形成のための基準第2号の建築物の高さ

区分	高さ
<p>新川耕地区域の新川の道景観形成ゾーン、新川の森景観保全ゾーン及び新川耕地景観保全ゾーン並びに利根運河区域(市街化調整区域に限る。)</p>	<p>冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さ1.5メートルの水平面(当該建築物の事業区域内の部分を除く。)</p> <p>に、事業区域の境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲において、事業区域の境界線からの水平距離が10メートル以内の範囲における日影時間は4時間及び事業区域の境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲における日影時間は2.5時間以上日影となる部分</p>

	<p>を生じさせることのない高さとし、10メートルを限度とする。</p>
<p>新川耕地区域の新川の連なる緑の景観創出ゾーン</p>	<p>冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さ1.5メートルの水平面（当該建築物の事業区域内の部分を除く。）に、事業区域の境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲において、事業区域の境界線からの水平距離が10メートル以内の範囲における日影時間は4時間及び事業区域の境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲における日影時間は2.5時間以上日影となる部分を生じさせることのない高さとし、20メートルを限度とする。ただし、良質な景観の形成と周辺との調和及び環境に配慮した地区計画（法第12条の4第1項第1号の地区計画をいう。）を定め、当該計画において31メートルを限度として建築物等の高さの制限を定めた場合は、この限りでない。</p>

別記

第1号様式（第5条、第8条関係）

第1号様式（第5条、第8条関係）

土地利用（変更）計画届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

事業者 住所
氏名

印

流山市開発事業の許可基準等に関する条例第6条第1項（第9条第1項）の規定により、土地利用（変更）計画を次のとおり届け出ます。

大規模開発事業の名称			
事業区域の場所	地名地番	流山市	
事業区域の面積		平方メートル	
開発事業者	住所		
	氏名		
開発事業の概要	<input type="checkbox"/> 開発行為	区画数	区画
		予定建築物の用途	
	<input type="checkbox"/> 建築物の建築	工事種別	新築・増築・改築・用途の変更
		建築物の用途	
		延べ面積	平方メートル
		階数	地上 階 地下 階
		高さ	メートル
	<input type="checkbox"/> その他	利用用途	戸
この届出に係る連絡先	住所		
	氏名		
	電話番号		

（注1）未定の場合は、「未定」と記載すること。

（注2）添付図書として、位置図、現況図、公図の写し、土地利用計画図、建物計画平面図、建物計画立面図等を添付すること。

ただし、建物計画平面図及び建物計画立面図については一戸建て住宅の場合を除く。

第2号様式（第5条、第9条、第12条関係）

第2号様式（第5条、第9条、第12条関係）

閲覧申出書

年 月 日

（宛先）流山市長

住所

氏名

流山市開発事業の許可基準等に関する条例第6条第3項（第10条第3項、第13条第7項）の規定に基づき閲覧を申し出ます。

開発事業の名称	
事業者の名称	
開発事業の場所	
開発事業の種類	
文書の種類	
（事務処理欄）	

第3号様式（第6条、第10条関係）

第3号様式（第6条、第10条関係）

土地利用計画板（事業公開板）

事前協議対象事業の種別	
事業区域に含まれる地域の名称	流山市
事業区域面積	㎡
予定建築物の用途及び計画戸数	
予定建築物等の概要	地上階（高さ m）建築面積 ㎡ 地下階 延べ面積 ㎡
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
事業者	（住所） （氏名） （電話）
設計者	（住所） （氏名） （電話）
工事施工者	（住所） （氏名） （電話）
事業公開板の設置年月日	年 月 日

（注1）土地利用計画板の寸法は、縦の長さ90cm以上、横の長さ90cm以上を標準とする。開発事業の規模等に応じて、複数枚設置すること。

（注2）土地利用計画図を設置すること。

（注3）3階以上の建築物の建築を行う場合は、事業計画に基づいたパースを併せて設置すること。

第4号様式（第6条、第10条関係）

第4号様式（第6条、第10条関係）

土地利用計画板（事業公開板）設置届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

事業者 住所
氏名

印

流山市開発事業の許可基準等に関する条例第7条第3項（条例第11条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

事前協議対象事業の名称			
事業区域の場所	地名地番	流山市	
事業区域の面積		平方メートル	
開発事業者	住所		
	氏名		
開発事業の概要	<input type="checkbox"/> 開発行為	区画数	区画
		予定建築物の用途	
	<input type="checkbox"/> 建築物の建築	工事種別	新築・増築・改築・用途の変更
		建築物の用途	
		延べ面積	平方メートル
		階数	地上 階 地下 階
		高さ	メートル
		住戸数	戸
<input type="checkbox"/> その他	利用用途		
標識設置日		年 月 日	
この届出に係る連絡先	住所		
	氏名		
	電話番号		

（注1）未定の場合は、「未定」と記載すること。

（注2）添付図書として、位置図、土地利用計画板設置位置図、設置状況の遠景及び近景の写真を添付すること。

（注3）敷地の2面が道路に接している場合等で写真の枚数が2枚を超えるときは、それぞれの遠景及び近景の写真を添付すること。

第5号様式（第7条関係）

第5号様式（第7条関係）

近隣住民等説明実施報告書

年 月 日

（宛先）流山市長

事業者 住所
氏名 印

報告者 住所
（代理人）氏名 印

流山市開発事業の許可基準等に関する条例第8条第3項（第12条第4項）の規定により、次のとおり報告します。

1 概要

事業区域に含まれる地域の名称		流山市				
説明内容	説明経過	年月日	場所	説明方法	事業者側説明者氏名	説明概要
						1 事業区域の位置、規模及び土地利用計画
						2 建築物等の用途、規模、形態及び構造
						3 工期、工法、作業方法及び工事車両の通過経路
						4 建築物に伴う日影の影響
						5 工事の危害の防止等
						6 建築物の管理方法等
配布した資料		1 配置図	2 平面図	3 立面図		
		4 断面図	5 日影図	6 その他（ ）		

（注1）説明方法は、戸別訪問・説明会等の方法を記載すること。

（注2）市民等への説明報告については、該当事項について報告すること。

第6号様式（第9条、第14条関係）

第6号様式（第9条、第14条関係）

事前協議（変更）申請書

年 月 日

（宛先）流山市長

申請者 住所
氏名 ㊟

流山市開発事業の許可基準等に関する条例第10条第1項（第15条第1項）の規定により、次のとおり事前協議（変更）を申請します。

事前協議対象 事業の種別	
事業区域に含まれる地域の名称	流山市
事業区域面積	m ²
事業者	(住所) (氏名) (電話) 担当者
設計者	(住所) (氏名) (電話) 担当者
工事監理者	(住所) (氏名) (電話) 担当者
工事施工者	(住所) (氏名) (電話) 担当者
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日

第7号様式（第9条、第14条関係）

第7号様式（第9条、第14条関係）

（表）

設計説明書

事業目的		開発行為・建築行為・中高層建築物・特定用途建築物・指定工作物								
計画区画数・戸数		区画・戸		主要用途						
計画人口（密度）		人 × 戸 = 人								
		（計画人口） （開発面積）		人 / ha = 人 / ha						
の法 制令 限上	用途地域			建ぺい率	%					
	防火地域			容積率	%					
	高度地区									
建 築 計 画		構 造	工事種別	建ぺい率	敷地面積	申請部	申請外	合計		
			新築・増築	%		m ²	m ²	m ²		
		高さ：地上	m	容積率	建築面積	m ²	m ²	m ²		
		地下	m							
階数：地上	階	%	延べ面積	m ²	m ²	m ²				
地下	階									
公 共 施 設 計 画 概 要	道 路		現況幅員			計画幅員				
			接続道路	m			m			
			既存道路	m			m			
			新設道路				m			
	排 水 処 理		新設施設			既存流末施設				
			U字溝（U－	）			雨水（雑排水）管 φ	mm		
			L型（L－	）			U字溝（U－	）		
			管渠 VU・VP・HP φ	mm			水路 W=	mm, H=		mm
		その他（			）					
汚 水		し尿処理方法		新設施設		既存流末施設				
		個別合併処理浄化槽		U字溝（U－		）				
		集中浄化槽		管渠 VU φ		mm				
		公共下水道				雨水（雑排水）管 φ mm 水路 W= mm, H= mm 污水管 φ mm				
擁壁の有無		RC擁壁・間知 ^{けんち} ブロック積擁壁		最大高さ		m				

(裏)

戸建住宅				集合住宅・店舗等					
名称	面積等	割合	帰属の有無	名称	面積等	割合	帰属の有無		
宅地	m ²	%	/	宅地	m ²	%	/		
道路	拡幅	m ²	%	有・無	道路	拡幅	m ²	%	有・無
	新設	m ²	%	有・無		新設	m ²	%	有・無
公園	m ²	%	有・無	公園 (緑地又は広場)	m ²	%	有・無		
ごみ収集場	m ²	%	有・無	その他の 公共施設	m ²	%	有・無		
電柱用地	m ²	%	有・無	計	m ²	100%			
防犯灯	基	/	有・無	集合住宅等における宅地の内訳					
防火水槽 (公園内)	基	/	有・無	植栽地	m ²				
集会所用地	m ²	%	有・無	ごみ収集場	m ²				
排水用地	m ²	%	有・無	駐車場	台				
調整池	m ²	%	有・無	自転車置場	台				
その他	m ²	%	有・無	防火水槽	基				
計	m ²	100%		(集会所スペース)	m ²				
				その他	m ²				

計画人口算出内訳表

専有面積	戸数	人／戸	計
m ²	戸	人	人
m ²	戸	人	人
m ²	戸	人	人
m ²	戸	人	人
m ²	戸	人	人
計	戸		人

第8号様式（第9条、第14条関係）

第8号様式（第9条、第14条関係）

ワンルーム建築物概要書

用途地域		建ぺい率		容積率	
敷地面積		建築面積		延床面積	
		建ぺい率		容積率	
建築規模	造 階建 棟 戸（単身者用 戸）				
住戸の タイプ別 面積 及び戸数	m ²	戸	最高高さ		
	m ²	戸	軒の高さ		
	m ²	戸	天井の高さ		
	m ²	戸	ロフトの有無		
工事着工予定日			工事完了予定日		

※設計上の留意点について記載すること。

建築に関する基準

1 住戸の専有面積 _____ $\geq 20 \text{ m}^2$

2 ファミリータイプの併設 (有 _____ 戸 間取り (_____、 _____ m^2)、
 無)

3 自動車及び自転車置場 (駐車場 有 (_____ 台)、無 ())
(駐輪場 _____ 台 屋根付 ラック式)

4 ごみ置場の設置 _____ m^2

5 生活騒音 (ポンプ、クーラー等) への配慮

6 衝撃音 (ドア、階段、廊下等を和らげる工夫)

7 物置、洗濯機、乾燥機の設置位置

8 目隠し等 (プライバシーの確保) の設置及び位置

9 空地、植栽等の確保 (有、無)

10 消火器 (各階) の設置 (有、無)

11 周辺の建築物との調和 (建築物の形状、外壁の色)

※各欄に対策方法を記載すること。有 面積、位置等を記載
無 理由、対策等を記載

第9号様式（第9条、第14条関係）

第9号様式（第9条、第14条関係）

（表）
入居管理計画書

年 月 日

このワンルーム建築物の入居管理については、下記のとおり行います。

記

事業形態	<input type="checkbox"/> 賃貸（ <input type="checkbox"/> 短期 <input type="checkbox"/> （ 年）契約 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 分譲		
常駐管理者の有無	有・無	常駐管理者の電話番号	
常駐管理者を置かない場合 （管理方法） <input type="checkbox"/> 入居者から管理人を選定 <input type="checkbox"/> 必要に応じ、管理人を派遣 <input type="checkbox"/> 事業者・所有者等の直接管理 （概要）			
管理者の	連絡先 名称 住所	電話	
夜間等の	連絡先 名称 住所	電話	
緊急時の	連絡先 名称 住所	電話	

(裏)

	項目	指導・対処方法及び違反措置※
1	路上駐車	
2	騒音	
3	ごみ (曜日、分別、 清潔の保持等)	
4	その他 近隣との トラブル	
5	住民登録の 指導方法	
6	自治会加入の指導 方法及び地域と 密接な連携を 図るための方策	
7	高齢者世帯の 入居への配慮	

※ 1～4については違反に対する措置も記載すること。

第10号様式（第9条関係）

第10号様式（第9条関係）

協議結果報告書

年 月 日

（宛先）流山市長

事業者 住所

氏名

印

設計者 住所

（代理人）氏名

印

年 月 日付け流 第 号 で回答のあった事前協議対象事業の事前協議（変更）について、協議が調ったので、流山市開発事業の許可基準等に関する条例施行規則第9条第5項の規定により、別紙のとおり報告します。

第11号様式（第9条関係）

第11号様式（第9条関係）

公共施設の管理者等に関する事項

種類	番号	概要			施設の 管理者	用地 の 地 属	摘要
		幅員・寸法	延長	面積			
			m	m ²			

（注1）番号は、施設の種別別に付すること。

（注2）公共施設の次に公益的施設を記載すること。

（注3）公共施設の摘要には、（新設）（付け替え）（拡巾）の別を記載し、新設以外の場合は、従前の施設の概要及び管理者を記載すること。

第12号様式（第12条関係）

第12号様式（第12条関係）

要望書

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所
氏 名

印

流山市開発事業の許可基準等に関する条例第13条第2項（第13条第8項）の規定により、次のとおり要望書を提出します。

開発事業の名称	
事業者の名称	
開発事業の場所	
開発事業の種類	
番 号	要 望
（事務処理欄）	

（注1）氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

（注2）本要望書は、流山市開発事業の許可基準等に関する条例第13条第7項の規定により閲覧に供する。

第13号様式（第12条関係）

第13号様式（第12条関係）

要望書送付書

流 第 号
年 月 日

様

流山市長



年 月 日付で から要望書（再要望書）の提出があったので流山市開発事業の許可基準等に関する条例第13条第3項（第13条第8項）の規定により要望書の写しを送付します。

開発事業の名称	
開発事業の場所	
開発事業の種類	
備 考	

第14号様式（第12条関係）

第14号様式（第12条関係）

要望書に対する回答書

年 月 日

（宛先）流山市長

事 業 者 住 所
氏 名

㊟

年 月 日付けで送付のあった要望書については、流山市開発事業の許可基準等に関する条例第13条第4項（第13条第8項）の規定により、次のとおり回答書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	
開 発 事 業 の 場 所	
開 発 事 業 の 種 類	
要 望 概 要	
（事務処理欄）	

（注1）氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

（注2）本回答書は、流山市開発事業の許可基準等に関する条例第13条第7項の規定により閲覧に供する。

第15号様式（第12条関係）

第15号様式（第12条関係）

回答書送付書

流 第 号
年 月 日

様

流山市長



年 月 日付で から回答書の提出があったので流山市開発事業の許可基準等に関する条例第13条第5項（第13条第8項）の規定により回答書の写しを送付します。

開発事業の名称	
事業者の名称	
開発事業の場所	
開発事業の種類	
備 考	

第16号様式（第13条関係）

第16号様式（第13条関係）

協定締結報告書

年 月 日

（宛先）流山市長

事業者 住所

氏名



流山市開発事業の許可基準等に関する条例第14条第3項に基づき報告します。

開発事業の名称	
開発事業の場所	
開発事業の種類	
備 考	

（注1）協定書の写しを添付すること。

（注2）位置図、土地利用計画図その他協定締結に必要な図書を添付すること。

第17号様式（第15条関係）
第17号様式（第15条関係）

軽微な変更届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

届出者 住所
氏名 ⑩

設計者 住所
（代理人）氏名 ⑩

事業計画の内容等の変更について、流山市開発事業の許可基準等に関する条例第15条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

事前協議の申請年月日	年 月 日
事業区域に含まれる地域の名称	
事業者	
変更の内容	
変更の理由	

（注）変更に係る図書を添付すること。

第18号様式（第16条関係）

第18号様式（第16条関係）

事前協議対象事業廃止届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

届出者 住所
氏名 ㊟

次のとおり事前協議対象事業を廃止したので、流山市開発事業の許可基準等に関する条例第16条第1項の規定により届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
事前協議の申請年月日	年 月 日
事業区域に含まれる地域の名称	流山市
事業区域面積	m ²
事業者	（住所） （氏名） （電話） 担当者

第19号様式（第17条関係）

第19号様式（第17条関係）

地位の承継承認申請書

流山市開発事業の許可基準等に関する条例第17条第2項の規定により、次のとおり地位の承継の承認を申請します。

年 月 日

（宛先）流山市長

申請者 住所

氏名



1 事業概要	事前協議申請年月日	年 月 日
	協定締結事業者 （事前協議終了事業者）	（住所） （氏名）
	事業区域に含まれる地域の名称	流山市
	事業区域面積	m ²
2 申請前の承継の経過	被承継者の住所及び氏名	
	承継年月日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
年 月 日		
年 月 日		
3 承認申請に係る権原を取得した年月日		年 月 日
4 取得した権原の内容		

（注）この申請書には、権原を取得したことを証する書面（土地の登記事項証明書等）を添付すること。

第20号様式（第17条関係）

第20号様式（第17条関係）

地位の承継承認可否決定通知書

<p style="text-align: center;">年 月 日付けの申請に係る地位の承継については、次のとおり決定したので、流山市開発事業の許可基準等に関する条例施行規則第17条第2項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">流 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">流山市長 印</p>		
1 承認の可否	可 ・ 否	
2 承認を否とする理由		
3 事業概要	承 継 者	(住所) (氏名)
	事前協議申請年月日	年 月 日
	協定締結事業者 (事前協議終了事業者)	(住所) (氏名)
	事業区域に含まれる地域の名称	流山市
	事業区域面積	㎡
4 申請前の承継の経過	被承継者の住所及び氏名	
	承継年月日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
5 承認申請に係る権原を取得した年月日		年 月 日
6 取得した権原の内容		

(注) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示の文の標準を定める規則（平成17年流山市規則第14号）別記第1に準じた教示の文を付すこと。

第21号様式（第17条関係）

第21号様式（第17条関係）

地位の承継届出書

次のとおり地位を承継したので、流山市開発事業の許可基準等に関する条例第17条第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

（宛先）流山市長

届出者 住所
氏名

㊦

1 事業概要	事前協議申請年月日	年 月 日
	協定締結事業者 （事前協議終了事業者）	（住所） （氏名）
	事業区域に含まれる地域の名称	流山市
	事業区域面積	㎡
2 届出前の承継の経過	被承継者の住所及び氏名	
	承継年月日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
年 月 日		
3 届出に係る承継年月日		年 月 日
4 承継の原因		

（注）この届出書には、相続による承継にあつては被承継者の除籍謄本及び承継者の戸籍抄本を、法人の合併による承継にあつては合併後の法人の登記事項証明書を、分割による承継にあつては分割後の法人の登記事項証明書及び分割契約書（新設分割の場合にあつては分割計画書を証する書類）を添付すること。

第22号様式（第27条関係）

第22号様式（第27条関係）

工事着手届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

事業者 住所
氏名 ㊟

工事施工者 住所
氏名 ㊟

事前協議対象事業に係る工事に着手したので、流山市開発事業の許可基準等に関する条例第36条第1項の規定により届け出ます。

事前協議申請年月日	年 月 日
都市計画法施行規則第60条 証明書番号・年月日	第 号 年 月 日
建築確認番号・年月日	第 号 年 月 日
事業区域に含まれる地域の名称	流山市
現場管理者	氏名 電話
工事着手年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日

（注）

- 添付図書
- （1）都市計画法施行規則第60条証明書の写し
 - （2）建築確認通知書の写し
 - （3）工事工程表

第23号様式（第27条関係）

第23号様式（第27条関係）

工事完了届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

事業者 住所
氏名 ㊟

工事施工者 住所
氏名 ㊟

事前協議対象事業に係る工事が完了したので、流山市開発事業の許可基準等に関する条例第36条第2項の規定により届け出ます。

事前協議申請年月日	年 月 日
都市計画法施行規則第60条 証明書番号・年月日	第 号 年 月 日
建築確認番号・年月日	第 号 年 月 日
事業区域に含まれる地域の名称	流山市
工事完了年月日	年 月 日
※受付番号・年月日	年 月 日
※検査年月日	年 月 日
※検査結果	合 否

（注1） ※印のある欄は記載しないこと。

（注2） 添付図書 （1）竣工図面
（2）竣工写真
（3）その他市長が必要と認める図書

第24号様式（第28条関係）
第24号様式（第28条関係）

工事完了検査結果通知書

流 第 号
年 月 日

様

流山市長



下記の事前協議対象事業に係る工事は、 年 月 日の検査の結果、事前協議の内容に適合していることを確認したので、流山市開発事業の許可基準等に関する条例第37条の規定により通知します。

記

- 1 事業区域に含まれる地域の名称
- 2 事業者の住所及び氏名

第25号様式（第29条関係）
第25号様式（第29条関係）

勧告書

流 第 号
年 月 日

様

流山市長 印

流山市開発事業の許可基準等に関する条例第38条の規定により、次のとおり勧告します。

記

第26号様式（別表第5関係）

第26号様式（別表第5関係）

緊急離発着場等の設置概要書

年 月 日

（宛先）流山市消防長

届出者 住所

氏名
電話

印

緊急離発着場等の設置（計画）については、次のとおりです。

建築物の名称		代表者名		
所在地				
設計者 名称・所在地				
施工者 名称・所在地				
建築物の 構造・規模等	用途			
	構造			
	建築面積		延べ面積	
	軒高		最高の高さ	
	階数			
消防用設備等 （主なもの）				
その他	1 屋上部分に直通する階段数	（ ）		
	2 屋上部分に非常用EV着床の有無	（ ）		
	3 屋上部分の扉の開錠方法	（ ）		
※ 受付欄	※ 種別	※ 認識番号		
	1 緊急離発着場 2 緊急救助用スペース			

（注1）関係図書（案内図、配置図、各階平面図、進入表面及び転移表面の水平投影図、進入表面及び移転表面の断面図、夜間照明設備及び緊急離発着場等の消防用設備等の配置図並びに構造計算図）を添付すること。

（注2）※印の欄は、記載しないこと。

・第27号様式（別表第5関係）

第27号様式（別表第5関係）

消防活動空地等設置計画書

年 月 日

（宛先） 流山市消防長

届出者 住 所
氏 名
電 話

消防活動空地等の設置計画について、次のとおり届出ます。

建築物の名称			
所在地			
設計者 名称・所在地			
施工者 名称・所在地			
建築物の構造・規模等	用 途		
	構 造		
	建築面積	延べ面積	
	軒 高	最高の高さ	
	階 数		
消防用設備等 （予定を含む）			
その他	1 屋外直通階段の数（ ） 2 非常用EVの有無（ ） 3 連結送水管の有無（ ）		
※ 受付欄	※ 種 別	※ 事前協議対象事業番号	
	1 敷地内消防活動空地 2 道路等みなし消防活動空地 3 進入経路確保1（避難ハッチ等） 4 その他（ ）		

1 関係図書（案内図、配置図、各階平面図、立面図、耐圧舗装構造図、標識・表示に関する詳細図及び各種器具等に関する書類並びにその他必要と認められる図面等）を添付してください。

2 正副2部提出してください。

3 ※印の欄は、記入しないでください。